

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 7 月 25 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800016号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1800011号

第1 結論

昭和59年4月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から同年7月まで

私は、大学卒業(昭和56年3月)後、母が経営する個人事業所に就職したため、昭和56年4月から国民年金に加入していた。

昭和57年5月に結婚し、請求期間の国民年金保険料は、妻が、夫婦二人分を自宅に来る集金人に納付していた。

しかし、国の記録では、請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料は、自身が、夫婦二人分を定期的に自宅に来る集金人に納付していたと陳述しているところ、A市から提出された「A市の国民年金事務」によると、同市では、請求期間当時、2か月ごとに集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できることから、請求内容に特段不合理な点は認められない。

また、請求者の妻の国民年金保険料の納付記録によると、妻は、国民年金の加入期間について、請求期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料を、全て現年度納付により納付していることが確認できることから、妻の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、i) 請求期間は4か月と短期間であること、ii) 請求期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付により納付済みであること、iii) 請求期間の前後を通じて請求者の住所や請求者の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の請求期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800017号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1800012号

第1 結論

昭和59年4月から同年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から同年7月まで

私は、結婚後もしばらく勤務していた会社を退職した直後の昭和58年4月に、国民年金への加入手続を行い、それ以降の国民年金保険料は、私が、夫婦二人分を定期的に自宅に来る集金人に納付していた。

しかし、国の記録では、請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料は、自身が、夫婦二人分を定期的に自宅に来る集金人に納付していたと主張しているところ、A市から提出された「A市の国民年金事務」によると、同市では、請求期間当時、2か月ごとに集金人による国民年金保険料の徴収が行われていたことが確認できることから、請求内容に特段不合理な点は認められない。

また、請求者の国民年金保険料の納付記録によると、請求者は、国民年金の加入期間について、請求期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金保険料を、全て現年度納付により納付していることが確認できることから、請求者の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、i) 請求期間は4か月と短期間であること、ii) 請求期間の前後の期間の国民年金保険料は現年度納付により納付済みであること、iii) 請求期間の前後を通じて請求者の住所や請求者の夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の請求期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800008号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第1800013号

第1 結論

昭和42年＊月から昭和49年3月までの請求期間、昭和55年12月から昭和56年3月までの請求期間、昭和57年4月から昭和58年3月までの請求期間及び平成13年3月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和42年＊月から昭和49年3月まで
② 昭和55年12月から昭和56年3月まで
③ 昭和57年4月から昭和58年3月まで
④ 平成13年3月

15歳になった時に自宅に勧誘の者が来て、国が行っていた年金に両親と一緒に加入した。保険料は、当初は、自宅に来た集金人に、父親が親子3名分を支払っていたが、そのうちに口座振替が利用できるようになり、父親又は父親の会社名義の口座から引き落とされていた。加入了年金は、20歳になると国民年金に変わると聞いていたのに、20歳前の期間が国民年金の被保険者期間となっていない上、請求期間①のうち昭和47年＊月から昭和49年3月までの期間、請求期間②及び請求期間③が国民年金保険料の未納期間として記録されている。

請求期間④について、国民年金保険料の法定免除該当月である請求期間④に係る保険料については、平成13年3月にA市役所国民年金課に納付したい旨を相談し、市役所発行の納付書を使って、市役所内の金融機関の窓口で当月中に納付したもの、当該期間が法定免除期間として記録されている。

調査の上、請求期間①、②、③及び④を保険料納付済期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①のうち、昭和42年＊月から昭和47年＊月までの期間について、請求者は、15歳になった時に自宅に勧誘の者が来て、国が行っていた年金に両親と一緒に加入し、当該年金は20歳になると国民年金に変わると聞いていたので、当該期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしいと主張しているが、日本国内に居住する者が国民年金の被保険者となるの

は、国民年金法第7条及び第8条の規定により、20歳に達したときとされているところ、当該期間は、20歳到達前の期間であり、国民年金の被保険者となり得ない期間であることから、請求者は、制度上、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

2 請求期間①のうち、昭和47年*月から昭和49年3月までの期間、請求期間②及び③について、請求者は、上記1のとおり、国が行っていた年金に15歳になったときに加入し、20歳に国民年金に変わり、国民年金保険料の納付については、父親又は父親の会社名義の口座から引き落とされていたと主張しているが、請求者自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、一緒に加入し納付していたとする両親についても既に亡くなっていることから、請求者の国民年金に係る加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月日から、昭和49年11月頃と推認され、当該時点において、請求期間①のうち、昭和47年*月から昭和49年3月までの期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によるほかないものの、請求者は、遡ってまとめて納付した記憶はないとしており、請求者の主張とは符合しない。

さらに、請求期間②及び③については、請求者は、当該期間の国民年金保険料を父親又は父親の会社名義の口座から引き落とされていたと陳述していることから金融機関に照会したもの、これらの口座から保険料が引き落とされていた形跡は確認できない上、請求者の父が事業主である事業所の委託先であった税理士事務所は、既に同社のデータは保管しておらず、当時のことを知っている者もいない旨回答していることから、当該期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間①のうち、昭和47年*月から昭和49年3月までの期間、請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 請求期間④について、請求者は、平成13年3月にA市役所において、国民年金保険料の法定免除となっている月(平成13年3月)の保険料納付に係る手続を行い、同市役所発行の納付書により、同年3月中に同市役所内の金融機関の窓口で平成13年3月分の保険料を納付したと主張しているが、オンライン記録によると、当該期間は、国民年金保険料の法定免除期間として記録されているため、国民年金法第89条の規定により、保険料納付を要しない期間である。

また、請求者の主張のとおり国民年金の法定免除期間に係る保険料を納付するためには、国民年金法第94条及び同法施行令第11条の規定により、当時、社会保険庁長官(社会保険事務所長)の承認を受け、社会保険事務所発行の納付書により納付することが必要であるため、請求者の主張とは符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。